

液化石油ガス法（貯蔵施設）申請・届出の手引

この手引は随時改訂されるので、最新版を入手すること
(改訂履歴)

改訂年月日	改 訂 の 概 要	該当ページ
H19. 4. 1	制定	
H25. 4. 1	組織改編及び審査基準改正に伴う改訂	1,2
R3.4.1	一部修正	2
R5.4.1	権限移譲及び政令、省令等の一部改正に伴う修正	1,2

令和5年4月

千葉県防災危機管理部産業保安課
千葉市消防局予防部指導課

令和5年4月1日より千葉市内の販売所等に係る液化石油ガス法の事務の一部に係る各種手続きの窓口が千葉市消防局となりましたので、ご注意ください。

千葉市消防局予防部指導課が申請窓口となる事務

<手数料は現金納付となります。>

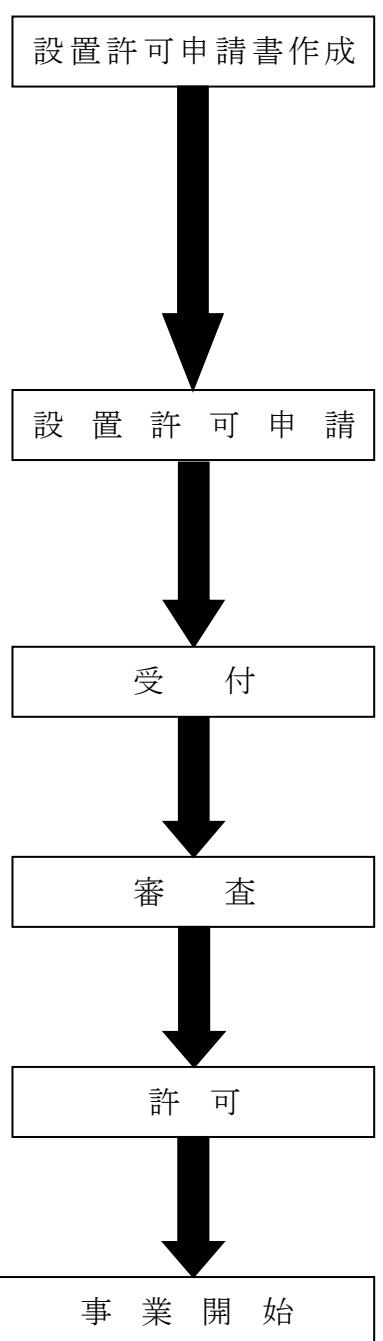
- ・千葉市内の販売事業者に係る事務
(千葉市内にのみ販売所を有する場合に限る)
- ・保安機関に係る事務
(千葉市内に所在する販売所の保安業務のみを行う場合に限る。)
- ・千葉市内の特定供給設備、充てん設備、貯蔵施設に係る事務
- ・千葉市内の特定液化石油ガス設備工事事業者に係る事務
- ・千葉市内における液化石油ガス設備工事に係る事務
- ・千葉市内で発生した液化石油ガス一般消費者等に係る事故に係る事務

目 次

ページ数

1 貯蔵施設等設置（変更）許可の手続きについて	1
2 貯蔵施設等設置（変更）許可申請【規則第51条】	2

1 貯蔵施設等設置（変更）許可の手続きについて



※設置（変更）許可申請書の作成
事前に必要事項を記入したうえで、千葉県防災危機管理部産業保安課または千葉市消防局予防部指導課で指導を受けてください。
(注意) 来庁される時は、事前に連絡してください。
電話 (千葉県) 043-223-2729
(千葉市) 043-202-1672

※千葉県防災危機管理部産業保安課または千葉市消防局予防部指導課に正本1部及び副本又は写本1部を提出する。

※産業保安課は、千葉県庁中庁舎7階にあります。
予防部指導課は、千葉市消防局4階にあります。

[注意]

- 1) 貯蔵施設設置（変更）許可申請には手数料が必要となります。
- 2) 貯蔵施設の設置工事の際には、工事中の写真を撮っておくこと。
(配筋の状況及びコンクリートモルタルの充てん状況をブロック各段ごとに撮影すること。写真がない場合は破壊検査を実施することがあります。)

2 貯蔵施設等設置（変更）許可申請【規則第51条】

No.1-1

	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	貯蔵施設等設置（変更）許可申請書<様式D1又はD2>	
2	貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見書<様式D5>	
3	貯蔵施設又は特定供給設備の位置、構造等に関する事項を記載した書面<様式D3-1~3、D4-1~15>	

その他の添付書類

No.1-2

	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	貯蔵施設又は特定供給設備の位置、同一敷地内の他の施設等や建築物又は工作物等との位置関係及び敷地外の周辺の状況を示す図面（縮尺1/200～1/300程度のもの） ＊変更ないときは省略	
2	貯蔵施設又は特定供給設備（屋根及び障壁等の部分）の構造等を示す図面（縮尺1/20～1/30程度のもの） ＊変更ないときは省略	
3	特定供給設備に係る供給管等の位置関係を示す図面（配管系統図、配管施工図及びアイソメ図）（特定供給設備の場合添付） ＊変更ないときは省略	
4	特定供給設備のうち、貯蔵設備、機器、装置及び弁等の構造を示す図面又は説明資料 ＊変更ないときは省略	
5	千葉県：手数料分の千葉県収入証紙（様式G1に証紙を貼付） 千葉市：手数料は現金納付	